

尾高社会学研究序説 : 三要素の動的統一論
について

萩原, 進 / HAGIWARA, Susumu

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Hosei University Economic Review / 経済志林

(巻 / Volume)

73

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

533

(終了ページ / End Page)

549

(発行年 / Year)

2006-03-03

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00001967>

尾高社会学研究序説

— 三要素の動的統一論について —

萩原 進

はじめに

勤め先の法政大学経済学部で、労働経済論の講義を担当し始めるようになってから、早くも30余年の歳月が過ぎていきました。この間、日本社会の移り行きと共に、日本が直面する労働問題の性格も著しい変化をとげてきました。それに伴って当然のことながら、担当してきた労働経済論の講義内容の方も、大きく変わっていかざるをえませんでした。

日本の労働経済をめぐる主要なトピックスといえば、1960年代は二重構造論や企業別組合論などでしたが、1970年代になると石油ショックに伴う成長軌道の屈折によって、雇用問題やスタグフレーションへの対応に関心が移動していきました。続く80年代には、日本経済の良好なパフォーマンスを背景にして、“日本的経営”論が空前のブームになりましたが、バブル経済崩壊後の90年代に入ると社会の空気が一変してしまい、日本人の持病ともいえる鬱病（うつびょう）が再発して自虐の時代に逆戻りしてしまい、“従業員主権型の日本的経営から株主主権型のアメリカ的経営へ”といった類のアメリカ・モデル礼賛論が跋扈するようになりました。政界、官界、財界、学界、マスコミ界のいずれにおいてもアメリカのニュー・エコノミー論がもてはやされ、遂にアメリカ企業をモデルにして会社法の大

改正さえ行われてしまったのです。

日本の経済論壇は、俗に三種の神器（終身雇用、年功賃金、企業別組合）と呼ばれてきた“日本的”な雇用慣行をめぐって、今日に至るまで延々と、粗雑で空疎な議論を繰り返してまいりました。不況になると、終身雇用制の“崩壊”論が脚光を浴びて世にはびこり、好況になるとすぐに下火になっていくのが論壇の常でありました。実際は逆であって、好況期には労働移動が活発になることによって労働市場の流動性が高まるのに対して、不況期には労働移動が沈静化して終身雇用制が強化されていくのです。

自虐と自己陶醉の間を振り子のように揺れ動くわが国経済論壇の議論ほど滑稽なものを、ほかに見出すことは難しいようにわたくしには思われま

す。

労働経済学の講義は、理論と実際を混ぜ合わせにして行うのが普通です。教室で時事的な問題だけを話題にしているわけにはいきません。ウェッブ夫妻やパウルマンの労働組合論や、ベッカーの人的投資論や、クラーク・カーの内部労働市場論など、労働経済学の基礎的理論も学生にキチンと教えておかねばなりません。講義の理論編は、労働問題の様相が変わったからといってそう大きく変化することはないのですが、それでも10年もたつと、理論の分野においても多少の変化は起こってまいります。

わたくしは労働経済論の講義を、ながらくキャリア形成論（＝熟練形成論）を軸に据えて行ってきました。経済学の人的資本理論と経営学の人的資源管理論をミックスしたような講義をやってきたわけです。ですから当然のことですが、わたくしは、熟練形成論の世界的な権威である小池和男さんの諸研究——教科書『仕事の経済学』（初版1991年、第3版2005年）に集大成された——をベースにして、講義計画を立ててまいりました。

年々歳々飽きることなく、労働者のキャリア形成（＝熟練形成）論を軸にして、労働経済論の講義を続けてきたのです。

しかし何故だか理由は判然としませんが、キャリア形成論を中心にして労働経済論の講義を繰り返し行っているうちに、みずからの立脚点である労働市場への経済学的アプローチに対して、何か物足りないものを感じ始め、徐々にではありますが経済学の限界を意識するようになっていったのです。確か50歳代に入ってからのことと記憶していますが、それ以来、社会学者のウェーバーやデュルケムなどの著作に眼を通したり、産業社会学の教科書を読んだりしながら、どうしたら経済学的アプローチの限界を超えることができるであろうかと、真剣な模索を続けてまいりました。しかし、漠然と感じていた労働経済論の“物足りなさ”を埋めてくれるような著作には、なかなか出会うことができませんでした。

ともあれ幸運というものは、ある日偶然にやってきてくれるものなのかもしれません。

欧米の社会学が、つとに注目し研究成果を積み上げてきている専門職論に興味を覚え、専門職に関する研究文献を読み漁っているうちに、偶然わたくしは、すごい掘り出し物に出くわすことができたのです。経済学部と同僚である尾高焯之助さんの父親であった、社会学者尾高邦雄の『職業社会学』（1941年）という本がそれです。この本の存在や著者については、学生時代からある程度は知っていたのですが、専門外の本だと思って敢えて読むことはしませんでした。

この本を読んで見ようと思ったきっかけは、尾高さんが一橋大学の経済研究所から法政大学の経済学部に移ってこられて、同僚として気楽に議論ができるようになったことだったと思います。数年前に始めてこの本を読んでみて、大変驚きました。戦前においてすでに日本の社会学が、こんなにも高い水準の労働研究を生み出していたことを知って、非常な驚きを感じ

じたのです。

『職業社会学』については、別稿で詳しく検討してみたいと思っていますので、本稿では言及することを控えたいと思います。ここでは、経済学徒が何故に『職業社会学』に注目するようになったのか、すなわち、労働市場への経済学的アプローチに対してわたくしが抱くに至った欲求不満について、少しく述べておきたいと思うのです。

第一節 規制の経済学に対する疑問

1970年代に入って、福祉国家論に対する批判が段々と激しくなってきた、レッセ・フェールへの回帰を訴えるハイエクやフリードマンの主張が、次第に影響力を持つようになっていきました。1979年に発足したイギリスのサッチャー政権は、政府介入主義の代表であったケインズ流のマクロ経済政策との対決を辞さない新保守主義の政権でした。1981年に発足したアメリカのレーガン政権も同様に、“小さな政府”をめざして大減税を断行した新保守主義の政権であったことは周知の通りです。

こうした英米両国における新保守主義台頭の背後には、両国に共通した自由主義を尊重する知的伝統があったように思われます。市場と競争に対する強い信頼と大きな政府に対する危惧の念が、英米両国の政治文化の底流に地下水のように流れ続けてきたということです。重商主義に対抗したアダム・スミス流の自由主義が、20世紀の末になって、福祉国家批判の武器として復活したと言えるのかもしれません。

市場と競争への信頼は、大きな政府に対する不信と結びついて、民営化と規制撤廃のラッシュを招来することになりました。規制の撤廃は、金融・資本市場においてもっともドラスティックに推進されました（金融ビッグバン）。しかし規制の撤廃は、金融・資本市場に限られていたわけで

はありません。これまで規制の必要性について社会的な合意が形成されていた、労働市場や医療、教育、福祉などの諸分野に至るまで、民営化と規制撤廃の波が広がっていったのです。

規制の撤廃論者は、“市場（民間）にできることは市場（民間）に任せよ”と主張してきました。この美しく響く言葉は、人々に訴える強い力を持っています。市場にできることを、市場に任せずに政府に代行させるようなことをすると、国民の税負担は限りなく増加していき、親方日の丸の非効率（＝政府の失敗）を世にはびこらせる結果になるだけではないか、という主張には強い説得力があるからです。

アメリカにおいて規制撤廃の動きが始まったのは、たしかカーター政権の頃ではなかったかと記憶しています。記憶はややあいまいなのですが、わたくしがアメリカに留学していた1979～81年頃に、トラック運送業に対する参入規制が撤廃され、トラック運転手の労働組合であるチームスターが規制撤廃に激しく抵抗していたのを覚えているからです。イリノイ大学の労使関係学科では、規制産業の労使関係が非規制産業の労使関係とどう異なるか、といった類の議論が盛んに行われていました。

それから間もなく英米両国において、規制撤廃と民営化のラッシュがやってきましたが、この波は英米両国にとどまっておらず、太平洋を越えて日本にも及んできました。サッチャリズムやレーガノミクスなど新保守主義の思潮が、権威を喪失したマルクス経済学やケインズ理論に代わって、日本の論壇を圧倒するようになりました。

戦時統制経済の遺物である“社会主義”的な“1940年体制”を解体せよ、といった類の市場経済礼賛論が、1980年代から今日に至るまで隆盛を誇ってきました。しかしわたくしは、流行の“小さな政府”論というバスに乗り遅れてしまいました。ウっかりしていて乗り遅れたのではありません。流行のバスに乗る気が、あまりしなかったからだと思います。民営化

や規制撤廃をめぐる経済学者の議論に対しては最初から違和感を覚え、“市場の失敗”という議論の立て方そのものにも疑問を感じていたことが、ブレーキになっていたのではないかと考えられます。

違和感を覚えた理由の一端を、以下に述べておくことにします。

【規制に関する経済学者たちの議論】

製薬業に対する規制はなぜ必要か

先進国において製薬業は、おしなべて政府の強力な規制下に置かれているのが普通です。先進国においてすべての新薬は、製造・販売に当たって、政府の許可を得ることが必要とされています。

どんな強硬な規制撤廃論者でも、新薬販売の許可制については、これを社会的規制の一種とみなして反対せず、むしろ擁護してきました。問題は、社会的規制を擁護する理論的根拠は何かということです。

“経済的規制には反対だが社会的規制には賛成だ”という説明は、トトロロジーにすぎませんので理由になっているとは思われません。新薬に対する政府の規制は、情報の非対称性〔asymmetry of knowledge〕の理論によって説明されることが多いのではないかと考えられます。

薬の売り手は、薬に関して豊富な知識をもっているのに対して、薬の買い手である一般消費者は、薬に関する知識が乏しいのが普通です。このように、“誰もが同じようには知らない”状態のことを、経済学者は情報（＝知識）の非対称性と呼び、情報の非対称性がある場合には、市場における取引が成立しなくなるとか、良薬が市場に出てこなくなってしまうとか、あるいは詐欺的商法が横行してしまう、といったような好ましくない問題が発生することになるであろう、というのです。

ここに政府が、無知なる消費者に代わって製薬業者の詐欺的商法をモニターしなければならない必要性が生じるのであり、これこそが社会的規制の理論的根拠であるというわけです。

しかし、情報の非対称性ということは人の世の常であって、経済の領域のほとんどすべては情報の非対称性の世界である、といってもけっして過言ではありません。厳密に考えますと、情報の非対称性が存在しない市場などというものは、この世に例外的にしか存在しないのではないのでしょうか。従って、新薬に対する政府規制の根拠を情報の非対称性に求める議論は、はなはだ胡散臭い議論のようにわたくしには感じられるのです。

スーパーマーケットで売っている生マグロに、“大間の生マグロ：100グラム2千円”と書かれた正札が貼ってあったとしましょう。生マグロが、本物の大間の冷蔵マグロなのかどうかの見分けは、一般の消費者にはできないのではないのでしょうか。このように日常茶飯なことにも、“情報の非対称性”はあまねく存在しているのです。

さらにいいますと、政府が規制したからといって、情報の非対称性の問題が首尾よく解決されるとはかぎらないのです。政府（＝公務員）も人間ですから、当然愚かなところがあるものなのです。ですから政府の規制によって、消費者を詐欺的商法から守ることができるという保証はどこにも存在しないのです。われわれは、非加熱血清剤によって薬害エイズを蔓延させてしまった政府の失態を、ごく最近経験しました。

また市場は、情報の非対称性の問題を解決する手段をいっさい持ち合わせていない、というわけではありません。“知っている”側が秘匿している情報を“知らない”側に開示させるスクリーニングの方法や、“知っている”側が“知らない”側に私的な情報を自発的に開示するシグナリングの方法など、市場メカニズムの中にも情報の非対称性の問題に対処できる仕組みが存在しているのも事実なのです。しかしこれらの方法とて、決して万全とはいえないのです。

情報の非対称性の問題は、一筋縄ではいかない難問といえるでしょう。この難問に取り組んでいる時、わたくしの脳裏にふと浮かんでくる人物が

いました。山本周五郎の『赤ひげ診療譚』に出てくる小石川療養所の新出去定（にいできょじょう）院長はその一人なのですが、もう一人は、湯川秀樹とならんでわたくしが崇敬してやまないお医者さん、江戸時代の国学者としても有名であった本居宣長です。

本居宣長は、伊勢松坂の大店の呉服商であった小津家の出でしたが、伊勢山田の紙商であった今井家に養子に出されて、紙商人の道に進むことになりました。しかし宣長は、商いが大の苦手でしたので、紙商売の方は一向に上手くいきませんでした。宣長の将来を心配した母親は、やむなく宣長に医者になることを薦めます。宣長は母の薦めに従って、京都に留学し、有名な儒医・堀井景山に師事して医学を学び、学業を終えると故郷の松坂に帰ってきてクリニック（鈴の家）を開設します。

宣長が書き残したクリニックの膨大な帳簿や記録などから、医師としての宣長の姿を知ることができます。宣長は特に小児科が得意であったこと、薬の開発には特に力を入れていて小児用の新薬の開発に成功していること、貧しい農民には治療代をタダにしてあげたり、取れた野菜で払うことを認めたりしていること、治療代の支払いは年末一括払いが多かったために年末は集金で多忙であったこと……などなど、医師宣長の人柄を彷彿とさせる挿話がいろいろと出てまいります。

この時代は、新薬に対する藩や幕府の規制も、医師になるためのライセンス制度も存在していませんでした。しかし伊勢松坂の医療は、クリニック・鈴の家を中心にして、すこぶる順調に行われていたといえるように思われます。江戸時代の医療は、幕府が江戸の小石川に設立した小石川養生所以外は、すべて民間において商売（ビジネス）として行われていたのです。情報の非対称性が極端なたちで存在する医療の分野においてさえ、政府からなんら規制を受けることもなく、信用のおける商売（ビジネス）として医療が行われていたのです。

いったい何が、それを可能にしていたのでしょうか。

第二節 インセンティブ論に対する疑問

売り手と買い手の間に、情報の非対称性がある場合、取引相手の無知や情報不足につけ込んで相手をだまし、ポロ儲けをすることが可能です。相手をだまして利益を独り占めしてやろうといった邪悪なことを考える人がいたと致しましょう。経済学者は、人がそのような邪悪なことを考える状態にあるとき、そのような状態を道徳的に危険な状態〔moral hazard〕と名づけています。情報の非対称性が、市場経済もしくは社会の常態であるとするならば、人間社会は潜在的に詐欺師社会であるということにならざるをえません。

経済学は、社会は元来ホブズ流の“自然状態”にあることを前提にしつつも、市場という“見えざる手”の働きによって、“自然状態”を脱して社会秩序を形成することができる、と考えてきました。モラル・ハザード論は、このような楽観的な経済学に対して警鐘を乱打しているといつてよいでしょう。

わたくしの専門である労働経済学においては、モラル・ハザード論は特に重要な理論とみなされていて、人的資源管理論の要のように考えられてきました。なぜかというと、使用者（企業）と雇用者（従業員）の関係は、医者と患者の関係と同様に、情報の非対称性が極端な状態で存在する分野と考えられているからです。使用者は、従業員に仕事を依頼した依頼人（プリンシパル）なのに対して、従業員は使用者から仕事を任せられた使用者の代理人（エイジェント）だと考えることができるからです。

代理人は、依頼人の期待通りに仕事をしてくれるのでしょうか。依頼人と代理人の間に、情報の非対称性が存在する場合、大変やっかいな問題が発生する可能性が生じます。この問題は、労働経済学においては特に代理

人問題〔agency problem〕と呼ばれていて、情報の非対称性問題一般と区別することになっています。代理人問題は、人的資源管理論の文字通り中心に位置づけられているのです。

代理人問題の理論がアメリカで開花したことから類推すると、アメリカの企業において従業員は、できるだけ働かずにできるだけ高い報酬を得ようとしているがしこい人間とみなされているようです。このようながしこい従業員を使用する場合、サボったりせずにまともに仕事をさせたり、あるいは、こすっからい従業員のモラルを高めるにはどうしたらよいか、換言すると、代理人問題を解決するために企業はいかなる方策を取るべきなのでしょう。これらのもろもろの課題に答える学問こそが、ほかならぬ人的資源管理学なのです。

アメリカのビジネス・スクールで使用されている『人的資源管理学』の教科書には、従業員の上手な働かせ方に関する様々な手法が、詳細に記述されています。効率賃金を払えとか、監視（モニター）を強化せよとか、提案されている手法は実に多様です。

*興味深いことにアメリカの人的資源管理学において、日本の大企業において展開されている労務管理の手法が、近年ますます注目を集めてきています。エドワード・ラジャーさんが書いた秀逸な教科書『人事と組織の経済学』（1998年）には、日本企業のボーナス制度や退職金制度が、年功賃金や長期雇用などの雇用慣行とならんで、詳しく紹介されています。これらの日本企業の制度に対してラジャーさんは、経済的合理性のある制度（インスティチュウション）として肯定的な評価を下しています。

代理人問題の解決策は、物質的なインセンティブの導入もしくは監視の強化のいずれかに求められています。監視の強化は、コストが高い割には

効果が小さいので、利用されることは少ないといえます。残された手法としては、インセンティブの導入以外に考えられません。

いにしえから、人事の要諦は論功行賞にあり、といわれてきましたように、論功行賞（インセンティブ）は、組織の中で働く人々から能力を最大限引き出すうえで、大変重要な役割を果たしてきています。『西郷南洲遺訓』において西郷隆盛は、論功行賞に関して大変興味深いことを述べています。指導者の器である者には地位を、指導者の器でない者には金銭をもって行賞せよ、といっているのです。陸軍大将西郷南洲の深い洞察力を感じる名言です。

* 西郷南洲の持論は、君子には官職をもって賞し、小人には俸禄をもって賞せよ、といった儒教的な論功行賞論でした。『西郷南洲遺訓』の1を参照されたし。

アメリカは、世界で最初に経営者革命を遂行した国ですから、大企業における経営者の力は絶大といってよいでしょう。依頼人である株主の力は、代理人である経営者の力には到底及びません。このような経営者天国において、株主が経営者に対抗して株主利益を守っていくのは容易なことではありません。

年金基金など機関投資家のファンドが成長し、ファンド・マネージャーの力量が高まってくるにつれて、株主は経営者に対して、権力奪取の動きをみせるようになりました。企業外部から監査役を補充する外部監査役制度の導入によって、経営者に対する監視を強化しようとしたり、あるいは、経営者を株主のために忠実に働く忠犬にしようとして、役員報酬の大部分を株式オプションで支払うなどのインセンティブを導入するなど、様々な措置が取られるようになりました。

しかし結果はどうだったのでしょうか。

アメリカ経済を熱狂させたITバブルがはじけた2001年以降、株式市場を投機的に利用して急成長したエンロン、ワールドコム、クエスト、タイコなどの諸企業があいついで破産を余儀なくされました。破産が明らかになるとともに、粉飾決算とか、子会社を利用したM&Aによる株価のつり上げなど、これらの急成長企業の経営者たちが行ってきた様々な悪徳商法の手口が、マスコミを通じて世界中に暴露されるに至ったのです。エンロン株の株主や、オプション株で報酬を支払われていたエンロンの社員は、紙くずと化したエンロン株を前にして茫然自失であったといわれています。

株式オプションによる役員報酬の支払いなどの強力なインセンティブでさえ、経営者にとっては、蛙の顔に小便みたいなもので、株主の代理人であるべき経営者の心を変えることはできませんでした。株券は、経営者個人の利殖のために、良いように利用されたうえで紙くずとして捨てられてしまったのです。

エンロンの社長は、株式オプションを高値で売り抜けて大儲けをした後、倒産したエンロン社を後にして、経済界から堂々と引退していきました。会社を去るにあたって社長は、記者会見の場で次のようにいていたのが思い出されます。

エンロン社の社長が言った最後の言葉

“わたくしは、会社法や証券取引法などの法に違反する行為は、一切行った覚えはございません”

第三節 市場も政府もあてにすることはできない

2005年度に、日本の社会を震撼させるような大きな経済事件が、二つ起こりました。一つは、姉齒秀次（元）一級建築士による構造計算書の偽造事件であり、もう一つは、証券取引法違反容疑にもとづくライブドア社幹

部の逮捕です。

これら二つの事件については、まだ司法手続きが始まったばかりですので、断定的な物言いは慎まねばなりません。裁判が結審するまでは、被告といえども“推定無罪”なのですから。

最初に、二つの事件に対するわたくしのコメントを、簡潔に述べておきたいと思います。

【コメントその①】

第1の耐震強度偽装事件も第2のライブドア事件も、ともに専門職に就いている人々——以下プロという——によって引き起こされた事件という点で共通性があります。前者の場合は一級建築士が、後者の場合は税理士・公認会計士とSEが、事件の中心にいたわけです。

専門職の仕事には、いうまでもなく高度の“専門的”知識にもとづく高度の技術が必要とされています。しかし、知識と技術だけではダメなのであって、もう一つ別に、専門職に就く人にはある種の職業倫理が要求されているということです。専門職に要求される職業倫理とは一体何であろうか？

仕事を正確に正しく行わねばならないということです。小学校の先生が、“直径に対する円周の比”である円周率を、“半径に対する円周の比”であると児童に間違えて教えてしまったと致しましょう。この先生は、プロといえるでしょうか。この人はプロの教師ではありえません。いかさま教師に過ぎないのです。

勿論人間は誰しも、間違いを犯すことがあります。しかしヒットを打ったプロ野球の選手が、一塁に走らずにうっかり3塁方向に走って行ってしまったとしたら、どうなるでしょうか。監督はこの選手を、すぐにチームからはずしてしまいうに違いありません。

両事件が示していることは、日本の専門職分野には、プロの要件を満た

している人物が必ずしも多くないのではないか、ということです。

【コメントその②】

姉齒建築士もライブドアの宮内亮治 CFO（税理士）も、法的規制の詳細について、いずれもプロとしての専門知識を持っていました。前者の場合は、建築基準法にもとづく耐震強度についての知識、後者の場合は、証券取引法にもとづく偽計取引等の違法行為についての知識がそれです。

専門的知識は、人のために役立てることは勿論可能ですが、逆に人を苦しめる手段として悪用することもできます。推理小説には、時々ものすごい専門知識を持った犯罪者が登場します。『切り裂きジャック』の殺人犯は、ロンドンの大きな病院の外科医（院長）でした。職業倫理の欠如したプロに対しては、いかに強力な規制立法といえども、太刀打できるものではないのです。

耐震強度偽装事件とライブドア事件をきっかけにして、政府の規制強化を望む世論の声がひと際高くなってきました。民営化と規制撤廃を掲げる自民党が、2005年10月の総選挙で圧勝しましたが、その翌月の11月中旬に、耐震強度偽装事件が発覚したのです。“建築確認検査の民間開放をやめよ”とか、“建築確認を怠った政府が損害を補償せよ”といった、規制強化の声がそれです。

また、2006年1月にライブドア事件が明るみに出て以来、証券取引法の改正と証券取引等監理委員会の権限強化を訴える世論が急速に高まってまいりました。“SECの日本版を作れ”とか、“法の抜け道をなくすために証券取引法を改正せよ”といった声がそれです。

法律を改正することは必要なことかもしれませんが、しかし繰り返しになりますが、どんなに法律を改正してみても、専門的知識を悪用しようとする人にとってそれは、実のところ少しも痛くも痒くもないものなのです。

エンロンやワールドコムなどの企業スキャンダルが起こったため、アメ

リカの連邦議会は急遽サーベンス・オックレー法を制定して、再発防止に取り組み始めました。粉飾行為に対する罰則が重くなり、法人企業の会計報告には外部の公認会計士による監査が義務付けられることになりました。

しかしいずれまた、エンロンのような会社が生まれてくることは避けられないでしょう。職業倫理の欠如したプロがいる限り、粉飾やインサイダー取引や偽計取引が再発しないという保証はないのです。

大事なことは、法規制を強化することではありません。職業倫理の確立による信頼の回復こそが、もっとも重要なのです。

結びにかえて

『職業社会学』は、大部な本論の末尾の短い「結語」において、つぎのような含蓄のある言葉を書き記しています。

「職業は人口や技術や道徳であるよりも以前に先ず生活である」
「職業は生計維持、個性発揮及び連帯実現の三要素より成るところの動的統一である」
「職業社会学では右の三要素より成るところの動的統一を飽くまでも一の統一態として捉へて行く」

小池和男さんは、『仕事の経済学』（第3版）の「はしがき」冒頭で、次のような深遠な言葉を書き記しています。

「この本は日本の人事・労働経済のわたくしなりの概説書である。
わたくしなりとは、仕事を中心にすえ、仕事の仕方、仕事能力の

形成に光をあてることをいう。仕事はもちろん人生の一部にすぎないが、まことに重要な一部であり、人生におよぼす仕事の影響ははかりしれないほど深い」

仕事あるいは職業は、生活＝人生〔Leben, life〕にはかりしれないほど深い影響をおよぼす人生の一部であり（小池）、あるいは生活＝人生そのものである（尾高）、といっても過言ではありません。

さらにいえば、仕事あるいは職業とは、所得を稼得するためにのみ行われるものではなく、自己実現のためにのみ行われるものでもなく、社会のためにのみ行われるものでもないのです。職業は、「生計維持、個性発揮及び連帯実現の三要素よりなるところの動的統一」にはかならないからです。

職業が三要素のバランスを欠いたとき、個人も社会もともども、重病に陥らざるをえないことでしょう。この病気から回復するには、法的規制の強化や各種インセンティブの導入だけでは、不十分なのです。

三要素のバランスの回復こそが、病を癒すたしかな正道なのです。

（2006年1月26日脱稿）

〔追記〕 この論文は、尾高煌之助さんの退職記念のために書かれました。尾高さんの専門は、わたくしと同じ労働経済学ですので、尾高さんがやってこられた仕事に関わるテーマに沿って、論文を書くべきだったと思っています。最初は、ルイス・モデルについて書こうと思っていたのですが、1万字以内という紙数を考え、テーマを変更しました。惜別。

Labor Economics and
Kunio Odaka's Vocational Sociology

Susumu HAGIWARA

《Abstract》

In the fall of 2005 Japanese construction industries were severely quaked by scandals done by a professional architect. The architect designed many buildings but many of his designs were found to be illegal because of violating the Construction Standard Act.

Many economists argue for strengthening the regulation of the construction industries to avoid such a scandalous case. And yet it seems to me that any regulations themselves cannot defend consumers from professional's wicked greed. Professional associations and/or consumer movement must play roles even more actively to protect consumers.

Economists are required to learn from Kunio Odaka's classical book "Berufssoziologie" (1941) that theorized labor markets on a sociological viewpoint.